

委提第6号

北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年12月22日 提出

提出者 議会運営委員長 大嶋達巳

北本市議会議長 滝瀬光一様

## 北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「経理責任者氏名 ○印」を「経理責任者氏名」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。